第７節　自然環境基礎情報の収集と活用

1　生物多様性の現状と課題【自然環境課】

豊かな自然環境を保全し、健全な生態系と生物多様性を確保することは、持続可能な社会を実現していくために重要です。しかしながら、地球規模での生物多様性の衰退が課題となっており、その絶滅のスピードは、過去のどの大量絶滅をも上回っているといわれています。そこで国は、生物多様性基本法（平成 20 年法律第 58 号）に基づく初めての生物多様性国家戦略 2010 を策定しました。この戦略では、生物多様性の危機として以下の４つをあげています。その危機とは、従来から指摘されている①社会経済活動の進展により、都市化の進行や森林の減少、海岸や河川、湿地の開発による影響、②里地里山の管理がなされなくなったことの影響、③外来種など人為的に持ち込まれた種による生態系の攪乱などの３つの危機、さらには、④地球温暖化による急激な気候変動による危機です。

このような生物多様性の危機の現状は、福井県においても同様で、かつては身近な環境に普通に生息・生育していたメダカやゲンゴロウ、トチカガミやキキョウなどの種が、福井県の絶滅のおそれのある野生動植物に選定され、森林環境のバロメーターであるイヌワシやクマタカなどの希少猛禽類の繁殖成功率の低下がみられます。

①　生物多様性の現状の普及啓発

県では、このような生物多様性の現状について、これまで実施してきた自然環境保全基礎調査などをはじめとした各種調査の成果を、報告書やホームページ「みどりのデータバンク」を通して公開し、生物多様性の現状とその保全について普及啓発に努めています。
（http://midori.eco.ain.pref.fukui.jp/gbank/G_index.html）

②　レッドデータブックの発行

県では、本県の野生動植物の生息状況を評価し、絶滅のおそれのある種についての現状をとりまとめた「福井県レッドデータブック」を作成しており、平成 13 年度には「福井県の絶滅のおそれのある野生動物」を、平成 15 年度には「福井県の絶滅のおそれのある野生植物」を発行しました。

「動物編」では、すでに野生の状態では絶滅したと考えられる「県域絶滅」をはじめ、絶滅の危険性の程度に応じて４区分に分類した合計 371 種の動物が掲載されています（表 2-1-28）。

また、「植物編」においても同様の区分で分類したところ合計 458 種が選ばれました（表 2-1-29）。本県の生物多様性を保全する観点から、これらの野生生物をどのように保護していくかが今後の課題となっています。

福井県レッドデータブック（動物編・植物編）

イヌワシ（県域絶滅危惧Ⅰ類）

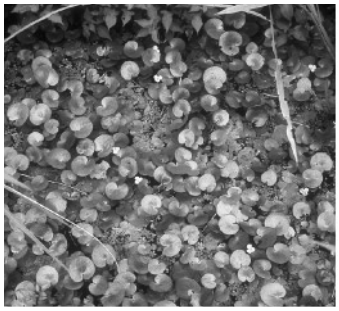
トチカガミ（県域絶滅危惧Ⅰ類）

表2-1-28　福井県レッドデータブック（動物編）

	県域絶滅	県域絶滅危惧Ⅰ類	県域絶滅危惧Ⅱ類	県域準絶滅危惧	要注目	総　計	県内で確認されている種数
哺　乳　類	2		2	4	2	10	36
鳥　　類	1	21	27	29	11	89	317
爬　虫　類		1	3		4	8	21
両　生　類		2	1	1	1	5	18
淡水魚類		8	17	7	1	33	98
昆　虫　類	2	34	34	34	78	182	7,862
陸産貝類	3	4	16	6		29	103
淡水産貝類	3	3	5	3	1	15	40
総　　計	11	73	105	84	98	371	8,495

表2-1-29　福井県レッドデータブック（植物編）

		県域絶滅	県域絶滅危惧Ⅰ類	県域絶滅危惧Ⅱ類	県域準絶滅危惧	要注目	総　計
維管束植物	シダ植物	1	31	13	10	9	64
	種子植物	12	128	117	66	71	394
小　　計		13	159	130	76	80	458
淡水藻類			12		3	19	34
合　　計		13	171	130	79	99	492

2　野生鳥獣との共存に向けた情報収集【自然環境課】

野生鳥獣は、生態系の重要な構成要素であるだけでなく、有史以前から生物資源として人々の暮らしを支えてきました。また、バードウォッチングやテレビの映像としても、人の暮らしに楽しみや潤いを与えています。福井県に生息が確認されている哺乳類は 36 種、鳥類は 317 種あり、これらは福井県民の豊かな暮らしを支える大切な財産となっている一方、これらを次世代に引き継ぐことは今を生きる私たちの責務でもあります。

現代は、さまざまな開発行為や環境の改変により、野生鳥獣をとりまく生態系やそれらの生息地を脅かしてきた時代です。環境改変は、生態系のバランスを失わせ、一部の鳥獣を絶滅へ追いやる一方、増えすぎた鳥獣が人間生活や生産活動に負の影響をもたらし、さまざまなあつれきを生じさせています。深刻な農林水産業被害は、その 1 つの表れといえます。

このような状況から、県では、国内外から季節的に飛来してくる鳥類の生息状況や繁殖状況のモニタリング調査として、「渡り鳥保全調査（昭和 52 年～）」と「ガンカモ科鳥類生息調査（昭和 44 年～）」を実施し、本県の豊かな野生鳥獣の生息環境が良好に維持されているかを確認しています。

また、森林性の大型哺乳類の保護管理を行うための基礎資料を収集しています。繁殖力が弱く、捕獲しすぎると地域的な絶滅につながるおそれがあるツキノワグマについては、生息域が連続する近隣府県と協調して、保護管理方針を取り決めています。県では、平成 17 年から 3 年間にわたり個体群状況（生息個体数推定）調査や、平成 17 年度から毎年、生息環境（秋の餌となる堅果類の豊凶）調査を行い、その結果をクマの保護や人身被害の防止に役立てています。

ニホンジカについては、暖冬による降雪量の減少や過疎化による耕作放棄地の増加などから個体数が激増し、農林業被害や森林の下層植生を食べつくすなどの生態系被害が出ています。このため、平成 15 年度から狩猟者の目撃・捕獲情報を収集するとともに、県内の 30 ～ 40 か所においてシカの糞塊密度調査を実施し、生息個体数の推定を行うとともに、個体数指標の増減傾向を見ながら、適切な個体数密度へ誘導する施策を行っています。

さらに、近年、全国的に内水面漁業に深刻な被害を与えているカワウについて、平成 19 年度から県内 10 か所のねぐらや営巣地で個体数調査を実施し、増加傾向の把握を行っています。

野生鳥獣の生態や生活には不明な点が多く、気候の変動に応じて、生息数や分布などは常に変化します。こうしたことから、野生鳥獣との共存を図るためには、状況の変化を常にモニタリングし、状況に応じた対策を行っていく必要があります。

県では今後とも、野生鳥獣の情報収集を行い、共存に向けた取組みを図っていきます。

コラム　県内のラムサール条約湿地

○「ラムサール条約」とは

湿地の保護と利用管理を目的とした国際湿地条約で、正式名称を「Convention on Wetlands of International Importance especially as Waterfowl Habitat（特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約）」といい、1971 年（昭和 46 年）イランのカスピ海沿岸の都市ラムサールで採択されました。

条約では、国際的に重要な湿地をラムサール条約湿地として登録し、その湿地の保全・再生と賢明な利用（wise use）を進めていくことが求められています。

○三方五湖

三方五湖は、ハス、イチモンジタナゴ、タモロコ、ナガブナ（いずれもコイ科）など、生息範囲が限られた貴重な固有の魚類が生息し、国の「日本の重要湿地 500」に選定されるとともに、日向湖、久々子湖、菅湖、水月湖、三方湖の５つの湖の塩分濃度がそれぞれ異なっており、このため多様な魚類が生息する湿地となっています。

こうした点が、ラムサール条約の登録基準として定められている「固有な魚類の種や科の相当な割合を支える湿地」という基準（国際的基準７）と「魚類の重要な餌場や産卵場、稚魚の生育場である湿地」という基準（国際的基準８）に該当し、また、湖全体が若狭湾国定公園の特別地域として自然環境の保全が図られていることから、平成 17 年 11 月に登録されました。

○中池見湿地

敦賀市の中池見湿地も、三方五湖と同様に「日本の重要湿地 500」に選定され、デンジソウやトチカガミなどの貴重な植物の生息地として知られるとともに、深さ 40 mにも及ぶ世界でも稀な泥炭湿地であり、地元からもラムサール条約登録が求められていました。

そうした中、平成 22 年９月、環境省が選定した 172 か所の「ラムサール条約湿地潜在候補地」に、中池見湿地は「各生物地理区の生物多様性を維持するのに重要と考えられる湿地」という基準（国際的基準３）に該当する湿地としてリストアップされました。

また、県では、平成 21 年から、越前加賀海岸国定公園の区域を拡大し、中池見湿地を含めた地域を新たに特別地域に編入する作業を進めてきており、平成 23 年度末に官報告示される予定です。

これらにより、中池見湿地のラムサール条約登録の要件が整いつつあり、平成 24 年７月にルーマニアで開催される予定のラムサール条約締約国会議（COP11）での登録が期待されています。